

「女性活躍推進法」の一般事業主行動計画

原則として、下記2つの区分から**それぞれ1項目以上選択し、2項目以上の女性の活躍に関する情報公表**を行う必要があります。

- (1) 職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

(1) 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間

(2) 内容

- ① 女性社員の管理者登用を支援し、管理者に占める女性社員の割合を増やしていく
- ② ワーク・ライフ・バランスのための長時間労働の削減に取り組んでいく
- ③ 育児に関わる社員が利用しやすい社内環境整備を更にすすめていく

(3) 目標

目標1：係長級（7等級）以上にある者に占める女性労働者の割合を40%以上にする（現在35.2%）

<対策> ●2023年4月～課題の抽出・達成のためのタイムライン作成

●2024年4月～教育制度の充実を図る

目標2：労働者のひと月あたりの平均残業時間を6時間以内にする（平均残業時間8.77時間）

<対策> ●2023年4月～長時間残業者の業務負荷分析と軽減対策の実施

●2024年4月～残業時間データ可視化・共有化促進

目標3：全従業員の平均有給休暇取得日を18日以上とする（スタッフ18日、指導員14日）

<対策> ●2023年4月～支援施策の検討（他社事例の検討）

●2024年4月～支援施策の新設に向けた社内準備

●2025年4月～各種支援制度の発足